

申込日付： 年 月 日

QOPrint

利用申込書

株式会社ソフトテックス 宛

利用規約に同意し、下記の通り申込いたします。

利用者名・法人名 (医療機関名)	
認定サポート 事業者番号	
認定サポート 事業所名	
認定サポート 事業所住所	
申込担当者名	
請求書送付先住所 (任意項目)	
経理担当者名 (任意項目)	

■ サービス料 (当社記入欄)

利用開始月： 年 月

項目	内容	価格
QOPrint 本体	本体の初期費用	円
QOPrint 利用料	本システムの月額利用料	円
オプションサービス	内容 _____	円
		計 円

■ お問い合わせ先

株式会社ソフトテックス QOPrint 係 TEL:052-731-8499 FAX: 052-732-8134

【個人情報のお取り扱いについて】

ご記入いただいた個人情報は、本システムの利用手続きのために利用します。
法令に基づく場合を除いて、ご本人様の同意なく当個人情報を第三者に提供することはありません。
上記利用目的達成のため一部業務を委託する場合があります。
以上にご同意の上お申し込みください。

医療介護合算請求システム「QOPrint」

利用規約および使用権許諾契約

この規約は、利用者が、株式会社ソフトテックス(以下「当社」)が提供する「医療介護合算請求システム QOPrint」(以下「本システム」)をご利用頂く際の取扱いにつき定めるものです。本規約に同意した上で本システムをご利用ください。

第1条 (定義)

本規約上で使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとします。

(1) 本システム	当社が提供するアプリケーション及び関連するサービス
(2) 本サイト	本システムのコンテンツが掲載されたウェブサイト
(3) 本コンテンツ	本システム上で提供される文字、機能、データ、帳票、ソフトウェアプログラム、コード等の総称
(4) 申込者	本システムの利用申込を行った事業者、ベンダー
(5) 利用者	本システムを利用する全ての個人、法人、エンドユーザ
(6) 個人情報	住所、氏名、電話番号等個人を特定することのできる情報の総称
(7) 登録情報	登録利用者が本システムにて登録した情報の総称
(8) 知的財産	発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの(発見または解明がされた自然の法則または現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む)、商標、商号その他事業活動に用いられる商品または役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報
(9) 知的財産権	特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利または法律上保護される利益に係る権利

第2条 (本規約への同意)

- 1 利用者は、本利用規約に同意頂いた上で、本システムを利用できるものとします。
- 2 利用者が、本システムをパソコンその他の情報端末にインストールし、本規約への同意手続を行った時点で、利用者と当社との間で、本規約の諸規定に従った利用契約が成立するものとします。

第3条 (規約の変更)

- 1 当社は、利用者の承諾を得ることなく、いつでも、本規約の内容を改定することができるものとし、利用者はこれを異議なく承諾するものとします。
- 2 当社は、本規約を改定するときは、その内容について当社所定の方法により利用者に通知します。
- 3 前本規約の改定の効力は、当社が前項により通知を行った時点から生じるものとします。
- 4 利用者は、本規約変更後、本システムを利用した時点で、変更後の本利用規約に異議なく同意したものとみなされます。

第4条 (取引の成立と販売価格)

- 1 取引は、申込者からの利用申込書をエンドユーザ毎に当社が受領した時点で成立するものとします。受付日等の起算方法は第7条の2項にて定められた起算方法とします。

2 本システムの販売価格（初期費用）は、当社から申込者への販売価格を1ライセンス 40,000 円（税抜き）とし、申込者がエンドユーザへ販売する価格は1ライセンス 50,000 円（税抜き）を上限とします。また、本システム月額利用料は当社から申込者への請求金額を1ライセンス 4,000 円（税抜き）、申込者からエンドユーザへの請求金額は1ライセンス 5,000 円（税抜き）を上限とします。

但し、申込者がエンドユーザに対して、本システムの月額利用料以外の名目で付加価値を付けた保守サービス等を提供することを制限するもではなく、その場合の保守サービス等の価格設定はこの限りではありません。

3 本システムの帳票カスタマイズオプションサービスを利用される場合は、販売価格を 80,000 円（税抜き）とし、申込者がエンドユーザへ販売する価格は 100,000 円（税抜き）を上限とします。

第5条（利用手続）

- 1 本システムへの利用を希望する方（以下「利用希望者」）は、本規約に同意した上で、所定の方法で利用申込を行ってください。
- 2 利用者は申込者を通して利用申込を行ってください。利用者が直接申込を行うことはできません。
- 3 申込者は、日本医師会 ORCA 管理機構株式会社認定の ORCA サポートベンダー業者であることを原則とします。申込にあたり、認定サポート事業所番号が必要となります。
- 4 申込者は、弊社がその申込を承諾しユーザ登録とライセンスキー発行が完了した時点から登録ユーザとなります。
- 5 弊社は、申込者向けにメールで連絡事項の告知を行います。あらかじめご了承ください。
- 6 弊社は、利用希望者が次の各号のいずれか一つに該当する場合は、弊社の判断により申込を承諾しないことがあります。
 - 一 利用希望者が、弊社の定める方法によらない申込を行った場合
 - 二 利用希望者が、過去に本規約または弊社の定めるその他の利用規約等に違反したことを理由として解約処分を受けた者である場合
 - 三 利用希望者が、不正な手段をもって登録を行っている弊社が判断した場合
 - 四 その他弊社が不適切と判断した場合
- 7 利用手続が完了後、ライセンスキーの通知と共に本システムの出荷を行います。本システムの出荷方法は原則オンライン提供とします。

第6条（ライセンスキーの取扱い）

- 1 ライセンスキーは利用手続が完了してから3営業日以内に発行します。
- 2 ライセンスキーを発行した後、申込者にライセンスキー通知書をメールにて送付致します。
- 3 本システムからライセンス認証を行った日から利用開始となります。以後、30日ごとにライセンス認証が自動的に行われます。
- 4 ライセンス認証は端末ごとに行います。複数端末に本システムをインストールしている場合は、ライセンス認証も端末台数分行われます。
- 5 ライセンスキー通知書は利用者の責任の元で保管してください。
- 6 ライセンスキー通知書を紛失された場合は直ちに弊社までご連絡をお願いします。

第7条（請求手続）

- 1 利用申込書のサービス料に定める金額をご請求させていただきます。
- 2 ライセンスキーの発送日が毎月20日迄は、申込月を利用開始月、21日以降となった場合は申込の翌月を利用開始月とし、利用開始月の月末以降に初期費用および月額利用料を合算して請求させていただきます。

- 3 利用開始月の翌月以降は、毎月末に月額利用料を請求させていただきます。
- 4 同一の認定サポート事業所で複数の利用申込がある場合は、登録ユーザを明細とし合算して請求させていただきます。
- 5 お支払いは現金とし、申込者は当社の月末締め処理後の翌月末までにその請求金額を支払うものとし、支払は、当社の指定する金融機関の口座に振り込むものとします。なお、支払手数料は申込者の負担とします。

第8条（アカウントの管理）

- 1 申込者は、利用に際して登録した情報（以下、「登録情報」といいます。ユーザID、ライセンスキー等を含みます）について、自己の責任の下、任意に登録、管理するものとします。利用者は、これを第三者に利用させ、または貸与、譲渡、名義変更、売買などをしてはならないものとします。
- 2 当社は、登録情報によって本システムの利用があった場合、利用登録をおこなった申込者本人が利用したものと扱うことができ、当該利用によって生じた結果ならびにそれに伴う一切の責任については、利用登録を行った本人に帰属するものとします。
- 3 申込者及び利用者は、登録情報の不正使用によって当社または第三者に損害が生じた場合、当社および第三者に対して、当該損害を賠償するものとします。
- 4 登録情報の管理は、申込者が自己の責任の下で行うものとし、登録情報が不正確または虚偽であったために利用者が被った一切の不利益および損害に関して、当社は責任を負わないものとします。
- 5 登録情報が盗用されまたは第三者に利用されていることが判明した場合、申込者は直ちにその旨を当社に通知するとともに、当社からの指示に従うものとします。

第9条（保守）

- 1 当社は、申込者に本システムの保守業務として下記のサービスを提供します。なお、当社は申込者のエンドユーザに対し直接販売を行わない為、申込者のエンドユーザとは申込者を介してサービスを提供するものとします。
- 2 申込者および申込者のエンドユーザが、当社が納品した本システムに契約不適合を発見し、申込者からその情報を得た場合、本システムは契約不適合の重篤度に応じて早急に修繕を行います。
- 3 当社は、申込者に納品した本システムを第三者のソフトウェア対応の為に改良した場合には、ただちに申込者にその情報を提供すると共に、修正した本システムを申込者に提供します。提供の方法はオンライン提供とします。
- 4 申込者は納品された本システムの機能および操作方法について電話、Webサイトもしくはe-mailなどで問い合わせることができ、当社は下記営業時間内において、これに対応します。
営業時間：平日 月曜～金曜 9：00～17：00
土曜、日曜、祝日、当社規定の休暇は対応しない。
- 5 当社が申込者に提供する本システムは、申込者が別段指定しない限り、発注時点における当社の現行バージョンとします。申込者は、取扱商品のバージョンの改良、もしくは廃止を何時にても甲が独自の判断に基づいて申込者に事前の相談無くできることを承諾します。

第10条（解約方法）

- 1 申込者が、本サービスの解約をする場合、エンドユーザ毎に解約申込書を以て当社に解約の申し入れを行うものとし、解約日は任意の月の末日とします。
- 2 当社は、本書に記載の解約日の翌日にライセンスキーの削除を行います。申込者が当社に支払う月額利用料については解約日が任意の月の末日のため、当該月の月額利用料までを支払うものとします。

第11条（個人情報等の取り扱い）

個人情報及び利用者情報については、当社が別途定める「株式会社ソフトテックス 個人情報保護方針について」に則り、適正に取り扱うこととします。

<https://www.softtex.co.jp/introduction-0#anchor01>

第12条（秘密情報）

- 1 本契約において秘密情報とは、甲が本目的のために以下の各号の方法で開示するすべての情報とします。
 - 一 秘密である旨の表示をした書面で開示する方法
 - 二 秘密である旨を明示して口頭またはデモンストレーション等により開示する方法であって、開示後 10 日以内に開示した情報を書面にて乙に提示するもの
- 2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除くものとします。ただし、一号から三号は個人情報には適用されないものとします。
 - 一 開示の時点ですでに公知のもの、または開示後情報を受領した乙の責によらずして公知となったもの
 - 二 開示の時点ですでに乙が保有しているもの
 - 三 第三者から秘密保持義務を負うことなく乙が正当に入手したもの
 - 四 開示された情報によらずして、乙が独自に開発したもの
 - 五 甲が乙に対して、公表することを文書で承諾したもの

第13条（秘密保持）

- 1 当社および申込者は、両者間の取引に関して知り得た相手方の業務上の秘密（第12条に定める秘密情報を含め）を第三者に漏洩してはなりません。

第14条（禁止行為）

本システムの利用に際し、当社は、利用者に対し、次に掲げる行為を禁止します。当社において、利用者が禁止事項に違反したと認めた場合、利用者用の一時停止、解約処分その他当社が必要と判断した措置を取ることができます。

- (1) 当社または第三者の知的財産権を侵害する行為
- (2) 当社または第三者の名誉・信用を毀損または不当に差別もしくは誹謗中傷する行為
- (3) 当社または第三者の財産を侵害する行為、または侵害する恐れのある行為
- (4) 当社または第三者に経済的損害を与える行為
- (5) 当社または第三者に対する脅迫的な行為
- (6) コンピューターウィルス、有害なプログラムを仕様またはそれを誘発する行為
- (7) 本システム用インフラ設備に対して過度な負担となるストレスをかける行為
- (8) 本システムの逆アセンブル、リバースエンジニアリング行為
- (9) 本システム経由以外の方法で、本システムのデータベースの解析を試みる行為
- (10) 一人の利用者が、複数のユーザ ID を取得する行為
- (11) 上記の他、当社が不適切と判断する行為

第15条（免責）

- 1 当社は、本システムの不具合修正以外による内容変更、中断、終了によって生じたいかなる損害についても、

一切責任を負いません。

- 2 当社は、利用者の本システムの利用環境について一切関与せず、また一切の責任を負いません。
- 3 当社は、本システムが利用者の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、利用者による本システムの利用が利用者に適用のある法令または業界団体の内部規則等に適合すること、および不具合が生じないことについて、何ら保証するものではありません。
- 4 当社は、本システムが全ての情報端末に対応していることを保証するものではなく、本システムの利用に供する情報端末のOSのバージョンアップ等に伴い、本システムの動作に不具合が生じる可能性があることにつき、利用者はあらかじめ了承するものとします。当社は、かかる不具合が生じた場合に当社が行うプログラムの修正等により、当該不具合が解消されることを保証するものではありません。
- 5 利用者は運用方針の変更等に伴い、本システムの一部又は全部の利用が制限される可能性があることをあらかじめ了承するものとします。
- 6 当社は、本システムを利用したことにより直接的または間接的に利用者が発生した損害について、一切賠償責任を負いません。
- 7 当社は、利用者その他の第三者に発生した機会逸失、業務の中断その他いかなる損害（間接損害や逸失利益を含みます）に対して、当社に係る損害の可能性を事前に通知されていたとしても、一切の責任を負いません。
- 8 第1項乃至前項の規定は、当社に故意または重過失が存する場合又は契約書が消費者契約法上の消費者に該当する場合には適用しません。
- 9 前項が適用される場合であっても、当社は、過失（重過失を除きます。）による行為によって利用者が生じた損害のうち、特別な事情から生じた損害については、一切賠償する責任を負わないものとします。
- 10 本システムの利用に関し当社が損害賠償責任を負う場合、当該損害が発生した月に利用者から受領した利用額を限度として賠償責任を負うものとします。
- 11 利用者与其他の利用者との間の紛争及びトラブルについて、当社は一切責任を負わないものとします。利用者与其他の利用者でトラブルになった場合でも、両者同士の責任で解決するものとし、当社には一切の請求をしないものとします。
- 12 利用者は、本システムの利用に関連し、他の利用者に損害を与えた場合または第三者との間に紛争を生じた場合、自己の費用と責任において、かかる損害を賠償またはかかる紛争を解決するものとし、当社には一切の迷惑や損害を与えないものとします。
- 13 利用者の行為により、第三者から当社が損害賠償等の請求をされた場合には、利用者の費用（弁護士費用）と責任で、これを解決するものとします。当社が、当該第三者に対して、損害賠償金を支払った場合には、利用者は、当社に対して当該損害賠償金を含む一切の費用（弁護士費用及び逸失利益を含む）を支払うものとします。
- 14 利用者が本システムの利用に関連して当社に損害を与えた場合、利用者の費用と責任において当社に対して損害を賠償（訴訟費用及び弁護士費用を含む）するものとします。

第16条（権利譲渡の禁止）

- 1 利用者は、予め当社の書面による承諾がない限り、本規約上の地位および本規約に基づく権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡してはならないものとします。
- 2 当社は、本システムの全部または一部を当社の裁量により第三者に譲渡することができ、その場合、譲渡された権利の範囲内で利用者のユーザIDを含む、本システムに係る利用者の一切の権利が譲渡先に移転するものとします。

第17条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第18条（当社への連絡方法）

本システムに関する利用者の当社へのご連絡・お問い合わせは、指定のメールアドレスまたは当社が運営する web サイト内の適宜の場所に設置するお問い合わせフォームからの送信または当社が別途指定する方法により行うものとします。

第19条（準拠法、管轄裁判所）

- 1 本規約の有効性、解釈及び履行については、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。
- 2 当社と利用者等との間での論議・訴訟その他一切の紛争については、被告の本社所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに合意するものとします。

2026年1月21日 施行